

別表（第2条関係）

補助事業名 (補助種別)	補助事業者等	補助対象経費	補助額 (千円未満は切り捨て)
商工業地域振興等事業 (団体補助)	会津喜多方商工会議所及び きたかた商工会	〔商工業地域振興事業〕 食糧費、慶弔費、管理費及び別に財源のある経費を除いた額の3分の1以内の額	
		〔中小企業相談所事業、経営改善普及事業〕 県補助金を除いた額の2分の1以内の額	
産業フェア事業 (団体補助)	会津喜多方商工会議所	産業フェアに係る経費	市長が定める額
商店街連合会 地域活動事業 (団体補助)	商店街連合会	商店街連合会の地域活動事業費	市長が定める額
まちなか活性化事業 (団体補助)	商工団体、商店街振興組合等	会場借上料・物品賃借料・宣伝広告費・講師派遣等に係る経費	〔歩行者天国、初市等〕 対象経費の3分の1以内の額とし、30万円を上限とする。
			〔おはようマルシェ〕 対象経費の3分の2以内の額とし、40万円を上限とする。
後継者育成確保事業 (団体補助)	会津喜多方商工会議所青年部、きたかた商工会青年部、及び会津喜多方青年会議所等	次世代の商工業の担い手の育成・確保を目的とした事業に係る経費	対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を上限とする。
中心市街地商業活性化事業 (団体補助)	会津喜多方商工会議所等	商店街の空き店舗を店舗等として活用する場合の賃借料	市長が定める額
人材育成支援事業 (事業者及び団体補助) ※要領あり ※概算払不可	中小企業者及びその団体、組合団体等並びに市長が適当と認めた団体	研修会等の実施（会場借上料・物品賃借料・宣伝広告費・講師派遣等に係る経費）	対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。
		研修会等への参加（受講料・資料代）	1人あたり3万円までは全額、3万円を超える場合は超過額の2分の1に3万円を加算した額とし、5万円を上限とする。 ただし、1事業者あたり年間5万円を上限とする。
		事業承継にかかる専門家招へい事業（講師謝礼）	対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする。
		若手経営者による連携事業（講師謝礼）	対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする。

別表（第2条関係）

補助事業名 (補助種別)	補助事業者等	補助対象経費	補助額 (千円未満は切り捨て)
経営力向上 支援事業 (事業者補助) ※要領あり ※概算払不可	中小企業基本法に規定 する小規模企業者で、 原則として創業後2年 目以降の者又は市長が 適当と認めた者	広告宣伝費、会場使用 料、商談会等出展料、 設備費、開発費、旅 費、専門家派遣費、事 務経費、その他市長が 認めたもの	対象経費の2分の1以内 の額とし、限度額を20 万円とする。
空き店舗利活用 支援事業 (事業者補助) ※要領あり ※概算払不可	中心市街地等の空き店 舗を貸す者もしくは空 き店舗を活用して新た に開業する者	改装費 〔店舗等の改装等に要 する経費（自ら施工す るものは対象としな い）〕	改装費(対象経費の2分の 1以内の額とし、50万円 を上限とする) 借上料(対象経費の2分の 1以内の額、上限を1か月 3万円、開業の日の属する 月から12か月分までの 36万円とする)
	レトロ横丁商店街の通 りに面した空き店舗を 貸す者もしくは空き店 舗を活用して新たに開 業する者	借上料 〔店舗等の借上に要す る経費（敷金、礼金等 は対象としない）〕	※店舗部分に新規に水回 り設置(経費の2分の1以 内、上限50万円まで上乗 せ) ※店舗兼住宅の分離(経費 の2分の1以内、上限20 万円まで上乗せ)
	創業スタートアップ支 援対象者（喜多方市創業 支援等事業計画におけ る特定創業支援等事業 を修了したことの証明 を受けた者）で、空き店 舗を活用して新たに開 業する者	※改装費補助と借上料 補助を合算して50万 円を上限とする。	改装費(対象経費の2分の 1以内の額とし、50万円 を上限とする) 借上料(1か月8万円を上 限、開業の日の属する月か ら6か月分までの48万 円を上限とする)